

長期優良住宅建築等の計画の認定  
吹田市における居住環境・災害配慮基準の該当地区チェックリスト

居住環境基準の該当地区		該 当		※
		有	無	
地区計画	地区整備計画が定められた区域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	問い合わせ先 都市計画室 都市計画担当	↓ 必要と認める図書 地区計画の区域内における行為の届出書(写し)		
風致地区	風致地区に指定されている区域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	問い合わせ先 都市計画室 都市計画担当	↓ 必要と認める図書 風致地区内における行為の許可証(写し)		
景観まちづくり条例	景観計画区域(吹田市全域) 対象となる建築物の規模 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域： 高さ 15m を超え、又は建築面積 600 m <sup>2</sup> を超えるもの 上記以外の地域：高さ 10m を超え、かつ建築面積 300 m <sup>2</sup> を超えるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	重点地区 景観形成基準の中で定められた景観形成地区、景観配慮地区	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	問い合わせ先 都市計画室 景観担当	↓ 必要と認める図書 届出対象行為届(写し)		
建築協定	建築協定区域 (注)隣接地の場合は、該当なしにチェックしてください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	問い合わせ先 開発審査室 建築許可担当	↓ 必要と認める図書 建築協定協議報告書(写し)		
設 等 都 市 計 画 法 施	都市計画法第 4 条第 4 項に規定する促進区域	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	都市計画法第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設の区域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	都市計画法第 4 条第 7 項に規定する市街地再開発事業の区域(注) (注)事業が完了している地区は該当地区となりません	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	都市計画法第 4 条第 8 項に規定する市街地再開発事業等予定区域	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	問い合わせ先 都市計画室 都市計画担当	該当有⇒原則、認定不可		
手 続 等 に 関 す る 条 例	吹田市全域	■	—	<input type="checkbox"/>
	問い合わせ先 開発審査室 開発条例担当	必要と認める図書 事前協議承認通知書(写し)		
認 定 す る こ と が で き な い 区 域	地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された地すべり防止区域	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 9 条第 1 項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ただし、宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることが決定している場合又は近い将来解除されることが見込まれる場合にあつては、この限りではない。	該当有⇒原則、認定不可		
	問い合わせ先 大阪府 茨木土木事務所 072-627-1121			
自 然 災 害 に よ る 警 告 の 発 生 の 軽 減 へ の 配 慮 す べ き 区 域	建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 39 条第 1 項の規定により指定された災害危険区域	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号)第 72 条第 1 項に規定する津波災害特別警戒区域	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	特定都市河川浸水被害対策法(平成 15 年法律第 77 号)第 56 条第 1 項に規定する浸水被害防止区域	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※はチェック欄のため記入しないでください